1　分離課税所得割交付金	
1　道（府県）民税所得割臨時交付金	
1　地方消費税交付金	
1　ゴルフ場利用税交付金	
	に改める。
1　自動車取得税交付金	
2　旧法による自動車取得税交付金	
1　軽油引取税交付金	
2　旧法による軽油引取税交付金	
1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	」

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに」を「第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）」に改め、「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に「、第十五条の九の二第二項及び第六項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第二十四条の四第一項、第三項及び第四項」を「第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項」に、「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二第三項」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に、「第七項まで」を「第六項まで及び第九項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十二条　地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法施行規則第二条第二項の改正規定中「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同令附則第四条の六の二を削る改正規定中「附則第四条の六の二」の下に「及び第四条の六の三」を加え、同令附則第五条の二第六項及び第八項の改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の二の二を削る。

附則第八条の四を次のように改める。

第八条の四　削除

附則第一条第二号及び第二条中「第六項」を「第七項」に改める。

○総務省令第二十七号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の見出し中「補正」を「補正等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「区分所有者」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）」を加え、「天じょう」を「天井」に、「程度等」を「程度又は仕上部分の程度」に、「の定めるところによって」を「で定めるところにより」に、「道府県知事が」を「当該道府県知事が」に、「かかわらず、当該補正の方法によって行なう」を「かかわらず、当該補正の方法により行う」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「によって行なう」を「により行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「一棟の建物」を「家屋」に改め、「により」の下に「同法第二条第四項に規定する」を加え、「本項」を「この項」に、「天じょう」を「天井」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「に規定する計算の例によって算定して得られる専有部分」を「の規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条及び次条において「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に改め、同項第一号中「天じょう」を「天井」に、「天びょう」を「天井」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十三条の二第四項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

第七条の三の三を第七条の三の四とし、第七条の三の二を第七条の三の三とし、第七条の三の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二第五項の専有部分の床面積の割合の補正等）

第七条の三の二　法第七十三条の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。